

史料紹介

「真如堂記録」の紹介（六）

「元禄六年秋・冬「日並記」」

はじめに

本稿では、真正極楽寺真如堂（天台宗、京都市左京区、以下、「真如堂」が所蔵する元禄六年（一六九三）七～八月と十月の「日並記」を翻刻し、紹介する。

まず今回翻刻する日並記の原本の体裁について、簡単に記す。最初に秋日並記（七月一日から八月十九日）について。形態は縦帳。法量は、縦二三・二センチメートル、横一六・三センチメートルである。本来の表紙（現在は内表紙）の上に別の表紙（現在は中表紙）が重ねられ、さらに厚紙の表紙を加え、全体を四ツ目綴じで綴じ直している。墨付きは四一枚。また底部戸口（地）には、右から左に向かって「元禄六秋」と記されている。

次に冬日並記（十月一日から二十九日）について。形態は縦帳。法量は、縦二三・一センチメートル、横一六・七センチメートルである。装丁は、秋日並記と等しい。墨付きは二三枚。また底部戸口（地）には、右から左に向かって「元禄六冬」と記されている。

今回紹介する二冊は、それぞれ八月二十日以降、十一月一日以降の記述はなく、白紙となっているが、記述されていない理由はわからない。前々回の史料紹介で推測したとおり、^①日記は毎日書き継いだので

はなく、溜まった下書きをまとめて清書したと思われるため、八月二十日以降、十一月一日以降の清書を別冊にした可能性が考えられるが、いずれも現存しない。

以下では、今回翻刻分の内容から、主なできごとを紹介し、解題に代える。

井上幸治

一、移転に向けて

真如堂が寺町今出川から元真如堂（現在地）へ移転することは、元禄六年三月一日に京都町奉行から正式に申し渡されている。真如堂側は当初、その撤回も目指したが、早々に断念したらしく、移転へ向けた作業が着々と進められていった。^②

七月三日には、移転に備え車道をととのえるため、用地貸借をしている。道路の整備は、三月二十九日にも五寺院が連名で町奉行へ願ひ出ているが、「元真如堂寺地、御引渡シ有之候而、其已後御願二御出候様二」と指示されている。移転先である「元真如堂寺地」が、いつ引き渡されたかは明確にできないが、車道の手続きが進んでいることから、七月までに終えていることがうかがえる。

南禅寺領であった字大仏の畑二筆（八畝二七歩）と字西坊の畑二筆

（二畝三歩）を道路用地（道幅は一間七分）とする代わりに、真如堂など五か寺が、その分の年貢を肩代わりすることで合意している。なお字大仏は、岡崎町字福ノ川にあった旧小字である⁽³⁾。

真如堂をはじめとする移転寺院は、移転だけでなくその後の参詣のことも考えて、早々に道普請できるよう願いでいたが、そうした努力が、実を結んだのであろう。

六日には、移転予定地の地鎮が執行されている。白幕を張り廻らし、仏式の供物をととのえて行法し、敷地の中央と四方とに供物を納めている。その後、仮本堂の棟札を書き、念仏堂で料理を振る舞っている。念仏堂は、もともと建てていた建物であろう。この芝原附近には、以前から中山火屋と呼ばれた火葬場があり、墓地も広がっていた⁽⁴⁾。

十九日には、釣り鐘を移動させている。費用は、荒神口の車屋たちが中心となつて「夥敷寄進」を集め、引き移している。鐘は「地車」に乘せ、安全を祈念して、阿弥陀名号を書いた札や櫛・「愛宕ノ花」を立てている。弥陀の名号は、真如堂の本尊が阿弥陀仏であるがゆえ、櫛と「愛宕ノ花」は山王守護のためという。

十九日には、山科郷から五百人ほどの人足がやってきて、「東山地形」に従事している。建物を建てる前に地固めをするため、多くの人々が踏み固めているのである。申し出たのは、山科郷の「庄屋柳田吉左衛門」とあり（十三日）、北花山村の郷土である⁽⁶⁾。

二十一日には、曼殊院から墓地移転の申し出がなされ、二十九日に実施された。

八月に入ると、本尊遷座の準備がはじまる。遷座は二十二日であるが、路次の警固や楽人の随行について事前に許可を求め、また行列で用いる装束・道具の手配を行なっている。

そのスケジュールは、七日に定まる。十八・十九・二十の三日間は

寺町で開帳し、二十二日に東山（現在地）へ遷座し、その後は二十九日まで開帳するという。東山では、芝原で「辻狂言」も催されるらしく（八月十三日）、賑わいが予想されよう。しかし遷座を目前にした十九日をもって、記述は途切れる。

その後、遷座は予定通りに無事に行なわれた（『華頂要略』）。寺町の敷地は、十月二十六日に真如堂の手を離れ、町奉行側へ引き渡されている。

二、江戸出開帳

真如堂は、移転による堂舎新築費用調達のため、江戸への出開帳を願っている。

まず七月十三日に佛頂院義天（寛永寺執当）へ願い出るが、原則禁止（御停止）であることが伝えられる。それでも佛頂院は、「此度之事二候間」（今回のようなことであるから「通常とは違うので」、「御門主様」（輪王寺宮）へ「可然様に可申上候間」（よろしいようにお伝えするので）、口上書を持参するよう「念比に」（懇ろに）返答している。佛頂院は、原則を伝えつつ、通常とは違うという理由を示した上で、協力する姿勢を見せている。

これを受け、真如堂は早速口上書を作成し、十四日に持参している。そこでは、元禄三年の再建が、京都の奉加だけで実施されたことが述べられる。そして元禄五年末の火災により、移転・再建することになったため、前回より多くの資金が必要となったこと、すでに一通りの奉加を終えている京都では、資金が集まる見込みが立たないことなどが述べられ、江戸へ出開帳して資金を集めたい旨を願っている。もし許されなければ、本堂再建はかなわず、「永代仮堂」のままに

なってしまうとまで訴え、「本尊御下向」(出開帳)の許可を幕府に願ひ出てくれるよう、願ひ出る内容であった。

この口上書の後、しばらく江戸下向の話はない。それがあらわれるのは、十月になってからである。

まず十月七日、覚田坊は、出開帳を願ひ出るために江戸へ向かうことを門跡から京都所司代・京都町奉行へ伝えてもらうよう依頼している。正式には二十一日に町奉行へ願ひ出ているが、事前に内証をえていたのである。町奉行からは、出開帳に行くのは「御法度」(禁止)だが、「御願二下向」することは構わないとして「許容」されている(二十一日)。

十日に催された輪王寺宮の「御振舞」は、そうした内々の情報交換も目的としたであろう。江戸では、寺社奉行だけでなく「柳沢出羽守」(柳沢吉保)に相談するようアドバイスされている。言うまでもなく、柳沢は將軍綱吉の側用人・側近であり、前年末には六万二千三十石にまで加増されていた。

在京していた輪王寺門跡等一行は、十六日に京都を出立し、江戸へ向かった。もちろん佛頂院も同行している。その手元には、真如堂の口上書があつたであろう。二十八日・二十九日には、覚田坊が関係各所へ出向き、江戸への下向を伝えている。行く先々で書状を頼んでいるが、下向して願ひが聞き届けられるよう「取持」を頼むものであった。

七条少納言(匡信か)には、「右衛門佐殿」への書状を頼んでいるが、この人物は、もとは正親町公通の妻であつたが、將軍御台所となつた鷹司信子とともに江戸へ下り、大奥総取締役とされた女性(水無瀬氏信の娘)であらう。^⑧七条からは、翌日、右衛門佐への書状を書くので、願ひの詳細が知りたいと申し出てきたため、口上書を送って

いる。

続いて書かれている森山殿(施薬院)も大奥関係者と推測してよいだろう。施薬院宗寅(当時二六歳)の大叔母は、大奥に仕えている。この女性が「森山殿」かもしれない。^⑨木下清兵衛(信真)は、京都から江戸へ下り、桂昌院(綱吉母)に仕えていた旗本である。当時の禄高は四五〇俵^⑩にすぎないが、木下は京・江戸を往来しつつ、本莊家・桂昌院への窓口として行動したことが知られている。^⑪真如堂も同様の期待をもつたのであらう。直前に名が見える六角広治(旗本・高家)も、桂昌院の関係者である。^⑫なお現本堂で御本尊を納めている宮殿(御厨子)は、將軍綱吉・桂昌院の寄進によるものである。

本堂再建を目指す真如堂は、江戸出開帳が実現するよう活動したが、それはこのように、関係各所の縁故を総動員した「訴訟」なのである。

三、縁起作成

縁起の制作は、被災以前から進められていた。本来は、元禄三年の再建にともなうものだったのであらう。本堂再建を祝う縁起である。しかし五年十二月に被災し、六年三月に移転が決定すると、その目的・意義も変化することとなる。移転費用捻出のために、勧進の手段(道具)として、縁起を位置づけることとなったに違いない。

七月二十四日には、中院通躬に頼んでいた「縁起之下巻写書」が出来たという知らせが、中山篤親より届く。中山は、正親町公通の実弟であり、住職尊通の義叔父に当たる。寺側は二十六日、中院に金子二〇〇正と素麺一箱を贈って御礼を述べるが、そこには中山からも人を同行させている。また上巻は、清閑寺熙定が書いている(八月五日

条)。上下巻ともに中山が仲介しており、縁起作成に中山が積極的に関わっていたことがうかがえる。¹³⁾

十月二十五日には、霊空へ跋文を頼んでいる。二十八日にはできあがっている。「板行」とあることから、刷り物として多数作成されたのだろう。

むすびにかえて

本稿で翻刻・紹介する元禄六年秋・冬は、真如堂の東山移転が定まり、本尊遷座・本堂再建・出開帳願・縁起作成と、復興へ向けた動きが本格化した時期である。そうした重要な時期に当事者の立場から記されている本史料は、寺院移転・復興の実像をきわめて具体的に知ることができる貴重な史料といえよう。

ところで、現代の細分化された研究状況では、こうした寺院活動を研究するには、歴史・建築・美術といった複数分野にわたることも影響し、多様な取り組みの中から一面だけを取りあげて論じることになりがちである。しかし現実には、こうした動きは同時並行で進行している。また担当者も重複していることが多い。今回の真如堂の事例では、覚田坊が忙しく動きまわっている。

本史料紹介からは、近世京都の複雑さをうかがうことができるだろうが、それとともに、それらの解明に資することができる、幸甚である。

注

(1) 拙稿「真如堂記録」の紹介(四) 「元禄五年日並記」(『立命館文学』六八六号、二〇一三年)。

(2) 拙稿「真如堂記録」の紹介(五) 「元禄六年春「日並記」」(『立命館文学』六九二号、二〇一五年)。元禄六年正月(三月のできごと)とは、多くはこれによる。

(3) 碓井小三郎『京都坊目誌』上巻廿七学区(岡崎町之部)(『新修京都叢書第十九巻』臨川書店、一九六八年。初出は一九一五年)。字福ノ川は、現在の京都市左京区岡崎東福ノ川町・西福ノ川町のあたりに相当する。

(4) たとえば、承応五年(一六五四)の「新板平安城東西南北町并洛外之図」(『慶長昭和京都地図集成』柏書房、一九九四年)には、吉田と鹿ヶ谷との間に、「中山」「ひや」と記される。

(5) シキミ(檜)の花ではないかと推定するが、シキミの開花時期は現在の三月(四月であり、旧暦七月半ば(現在の八月後半ごろ))に花があったとは思えない。造花か。

(6) 京都市編『史料京都の歴史11山科区』(平凡社、一九八八年)八八頁など。佛頂院をはじめ、覚王院・住心院・護法院ら寛永寺院家の名については、

(7) 『徳川実紀』元禄五年三月二十一日条、同六年三月二十一日条、同七年三月二十六日条による。願王院は智周かと思われるが、いまだ確定できていない。

(8) 七条家は、水無瀬家の庶流。右衛門佐局については「柳宮婦女伝系 十三」(『徳川諸家系図 第一』続群書類従完成会、一九七〇年)、右衛門佐局と正親町公通および柳沢吉保との関係については、宮川葉子『柳沢家の古典学(上)』——『松陰日記』——(新典社、二〇〇七年)及び『史料纂集 楽只堂年録 第九』(八木書店、二〇一二年)の注釈篇二四七頁を参照。

(9) 『寛政重修諸家譜』巻第千九百九十(施薬院)。

(10) 『寛政重修諸家譜』巻第千三百三十九(木下)。

(11) 平山敏治郎「法隆寺元禄修覆に関する一史料」(大阪市立大学『人文研究』一三の七、一九六二年)、母里美和「善峯寺実相坊賢良日記」一〇三(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』二二―二四、二〇二三―二五年)。

(12) 『寛政重修諸家譜』巻第千四百一(六角)。

(13) この時に作成された「真如堂縁起」(元禄本)は、上中下の全三巻であり、現存している。なお中巻は、飛鳥井雅豊が書いている。

(附記) 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金(課題番号23K00078)による成果の一部である。

(佛教大学非常勤講師)

【翻刻凡例】

一、本史料は、真正極楽寺真如堂（京都市左京区、天台宗）が所蔵する元禄六年（一六九三）秋（七・八月）・冬（十月）の日並記を翻刻したものである。

一、翻刻にあたっては、以下の原則にしたがった。

- 1 字体は、原則として新字・常用漢字・通常の字体を用い、旧字・異体字・変体仮名などは用いない。ただし人名等の固有名詞はその限りではない。また何回もあらわれる人名等で、用字が統一されていない場合は、原則として新字等で統一した。
- 2 合体字の「𠂔」（より）はそのまま用いた。
- 3 改行・配置・闕字等は、可能なかぎり原本の様子を反映した。
- 3 送り仮名や割書は、へゝ内に示した。
- 4 破損・虫損等の部分は、おおよその字数を類推し、「□」で示した。

一、原本の改丁・表裏は、行末に閉じ括弧（」）を付して示した。

一、適宜、本文に読点（、）・並列点（・）を補った。

一、誤字・脱字については、本文右傍の（ ）内に示した。ただし干支の「巳」と「己」のように紛らわしい文字で、正しいものが明解な場合は、正しいものを示した。

一、人名注記は、本文右傍の「」内に示したが、秋・冬それぞれの初出のみに止めた。

一、原本で、一つ書きの「一」字の右傍に付される朱点・朱丸は、略した。

一、本史料の翻刻および本稿の発表にあたっては、貫首竹内純照様をはじめとする真如堂の方々より便宜を得た。ここに改めて、深甚なる謝意を表す。

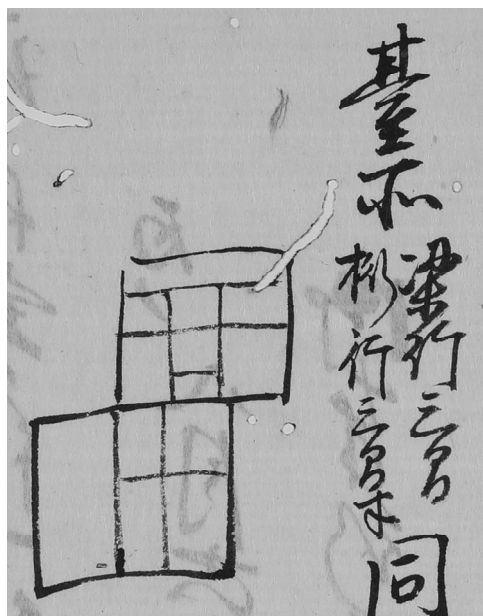


図1 八月六日条に描かれた普請絵図

【秋日並記 翻刻】

〔中表紙〕
「元禄六」〔癸酉〕

秋 日並之記 鈴聲山

〔内表紙〕
「元禄六」〔癸酉〕

秋 日並之記 鈴聲山

〔見返し裏〕
「甲乙丙丁戊己庚申壬癸」

元禄六〔癸酉〕七月

朔日〔癸卯〕雨天

一、已^{〔賢證〕}心院法印御忌月、一山之衆中齋会、

一、御院家、本堂・諸堂〔エ〕御参詣、

一、御院家、東山已心院御廟〔エ〕御参詣、

一、向井元瑞家、如例年東山〔エ〕廟参、覚^{〔賢盛〕}円坊

勤行〔二〕参詣、

一、御院家、覚円坊被召連、^{〔公辨入道親王〕}輪門様〔へ〕今日之

御礼〔二〕御参、御対顔、

一、於本堂施餓鬼執行、導師無量院、

施主金子十郎左衛門、

一、桑名久徳家之墓、今日東山〔へ〕改葬、

一、勢州長楽寺伊勢祐和入来、青銅五十疋

長楽寺持参、

二日〔甲辰〕晴天

一、於本堂施餓鬼執行、導師無量院、

施主吉祥坊取次、

一、堀川三位殿^{〔康綱〕}御使者、為水向料白銀

壹包到来、 一、永井弥兵衛^{〔康綱〕}青銅五十疋

到来、

一、青御門主様^{〔尊證入道親王〕}御使者、来〔ル〕五日新^{〔園基子〕}広義門院

御年忌〔と而〕、四日般舟院、五日泉涌寺〔二〕御

名代之御焼香〔二〕御頼被成度由也、御院家御

使僧〔エ〕御逢、御請被仰上也、

三日〔乙巳〕晴天

一、山門花藏院上京故、東山地鎮之儀、

頼〔二〕被参、六日吉日〔二候而〕相勤可申由也、

一、久徳家之勤行〔二〕東山廟所〔エ〕覚円坊参詣、

一、南禅寺〔エ〕之一札相認遣〔ス〕、如左、

一札之事

字大佛

百姓

一、畑参畝廿四歩、高五斗参升式合壹勺 文左衛門

内南北五間三分道、幅壹間七分、此坪数九坪

同所

百姓

一、畑五畝参歩、高七斗壹升四合 傳左衛門

内南北六間九分道、幅壹間七分、此坪数拾壹坪七分

字西坊

百姓

一、畑壹畝拾五歩、高式斗四升 清兵衛

「

同所 百姓与助分
一、畑壹畝拾六歩、高貳斗參升六合四勺 同入

内南北參間六分半道、幅壹間七分、此坪數六坪貳分

四箇所坪數合三拾坪新車道（二）入

右南禪寺領也、

今度新車道之儀、御公儀（江）五ヶ寺願

申上候処、諸本所之庄屋百姓相对次第（二）道

付候様（二）被 仰付、依之庄屋中本所方（エ）御

断被申入候得者、則右之趣御黙頭被成、忝

存候、就夫庄屋百姓立合、道幅間數坪數

年貢之儀庄屋中（与）致相对、帳面（二）誌、互（三）

取替置申候通少茂無相違、年貢毎年

庄屋中（エ）相渡可申候、仍為後證一札如件、

真如堂役者

元禄六年癸酉

賢盛 印

迎称寺

春翁 印

大興寺

寂順 印

極樂寺

寿讚 印

東北院

円立 印

南禪寺

御役者中

右之通相認、傳左衛門方迄遣之也、

一、村上平右衛門白銀壹包持參、

四日（丙午）晴天、夜（二）入雨風

一、新広義門院御年忌 青御門主様為名代

御院家般舟院（エ）御焼香（二）御參詣、御衣鉢

素絹五条指貫、覚円坊御供（二）被召連也、

御香資者 青門様之出家衆持參也、

五日（丁未）大風雨、夜半（二）風止（ム）

一、御院家為名代泉涌寺（へ）御焼香（二）御參詣、御

帰（二） 青門様（エ）御參、御名代首尾好相勤候由

被仰上、御斎有之候而御帰（り）、覚円坊御供（二）參上、

一、如例年寺中惣墓參、

一、山門靈山院御出、

一、町代々之触書、東北院々来（ル）、如左、

一、町人之手代并下人等拾年切、又者

其内（二而も）年季明候已後召仕候ハ、請

状取直し召仕可申事、

六月晦日 上京町代

右一覽候（テ）立本寺（へ）遣候也、

六日（戊申）雨降（ル）

一、辰之刻、東山新地之地鎮山門華藏院

法印執行、於本堂屋敷白幕（ヲ）張、

新コモ（ヲ）敷、行法執行、本尊不動十二天

龍神等（エ）之供物（餅ツキタシ、神酒、仏布施杉原）備之、

行法畢（テ）

四方中央（エ）納物納之、地鎮并仮堂之

棟札寺門長久等之御札認被申也、地鎮

相濟、於念仏堂料理出之、覚円坊相伴也、

一、青御門主様より御使者、一昨昨両日御名代

御勤候為御札仙台粉五袋・岩茸壺箱

御到来、御院家御使者康道（八）十左衛門御逢

御請被仰上也、

一、甲良家東山之墓参、三明坊勤行（二）参詣、

一、遣迎院入来、

一、天松院様昨朝御遷化、竹御門主様（良尚入道親王）（エ）

為御悔覚円坊被召連御参、

一、花藏院（エ）地鎮執行之為御札覚円坊被

参、白銀壺枚被遣之也、仏布施之紙（も）持参、

一、願王院僧正（へ）東山之絵図持参、輪門様（エ）

被入御覧被下候様（二と）被申上候処、佛頂院（義天）（エ）直（二）

頼入御覧候様（二と）御指図也、

七日（己酉）晴天、夕立

一、御院家 輪御門主様（エ）今日之御札（二）覚円坊

被召連御参、素麵廿把献上、御門主御

対顔、佛頂院（エ）引飯五袋御持参、

一、住心院・護法院（公然）（へ）も御札（二）御越、

一、寺中衆御札（二）入来、御出入衆同断、

一、施薬院御入来、

一、龍華院尊儀靈供備之、勤行（二）三明坊

御殿（へ）参詣、

八日（庚戌）晴天、晚方夕立、

一、七条殿家東山（へ）墓参、三明房勤行（二）

参詣、靈供備之也、

一、四十八人講中々東山（へ）普請見舞（二）御酒・

素麵・瓜持参候（テ）振舞被申也、

一、青御門主様分御使僧、来（ル）十日天松院様

御葬札之諷經（二）御頼被成度由之御口上、則

院家御使僧松林房（エ）御逢、御請被仰上也、

一、七条殿分御使者、少納言殿より金子二百疋、

侍從殿分同百疋、素麵壺折到来、

一、白銀壺包、仏具や次右衛門持参、

一、西瓜三ツ願王院僧正（へ）被遣之、

九日（辛亥）晴天、申之刻夕立、

一、白銀壺包ツ、中大路隼人正・同甚介分来（ル）、

一、施薬院分使者、為水向料金百疋来（ル）、

十日（壬子）晴天、夜（二）入雨降（ル）

一、薬院家之墓参、靈供（ヲ）備、勤行（二）三明房

被出也、

一、酉之刻、天松院様御葬札、青御門主様為

御名代、御院家、覚円坊・法泉坊・三明房・知乗（曾）

坊被召連、一乗寺（エ）御諷經（二）御参、自分之

諷經（茂）被相兼也、御衣鉢鈍色衲袈裟指

貫被着之也、青御門主様分松林坊伴僧（二）

被遣、並河三左衛門（も）被遣、不動堂（二）テ御提

重被持参、種々御馳走被仰付也、

十一日〈癸丑〉曇天

一、御院家、覚円坊智乗坊被召連、一乗寺〈エ〉御焼香〈ニ〉御参詣、御贈経天松院様霊前〈エ〉被備之也、

一、院家 青御門主様〈エ〉御参、中元之為御祝儀素麵廿把献上、

一、御院家東山〈エ〉御越、開山^{〔戒算〕}上人之御廟其外住持代々已心院法印御廟等〈エ〉御参詣、

一、真珠院宮御廟^{〔常置〕}〈エ〉富小路殿家御参詣、御霊供備之、法泉坊勤行〈ニ〉参詣、

一、富小路殿^{〔宗子〕}為靈供料青銅五十疋到来、

一、今日准后様新殿〈エ〉御徙移〈ニ〉付、近辺之屋禰〈エ〉人あかり候事無用之由被仰出〈ル〉

相触申候、為御心得申入候由、町代小兵衛申来〈ル〉也、

一、竹御門主様^{〔公通〕}御代参青銅五十疋来〈ル〉、

十二日〈甲寅〉晴天

一、神明円光院^{〔公通〕}仙台粉三袋到来、

一、素麵〈甘把〉正親町中納言様中元御祝儀如左、

一、素麵〈甘把〉^{〔浅井宣政〕}松雨軒様 一、御茶壺器、引飯五袋^{〔公通〕}七条殿
一、せ十ちや おつ井さま

「真如堂記録」の紹介（六）

一、〈御茶一器、素麵十五把〉甲良道守

一、青銅二百疋 磯田立安 一、素麵十五把 向井元瑞
一、青銅廿疋 梅村四郎兵衛

右中元之為御祝儀被遣之也、
一、町代より之触書、東北院^{〔公通〕}来〈ル〉如左、

口触

今度於江戸馬ものをいひ候由沙汰有之、取はやし申触候〈ニ〉付、最前針灸之儀御吟味之通江戸〈ニ〉而僉儀有之由候、自然此元〈ニ〉而者其沙汰申もの有之候哉、若手筋知候歟、又ハ何方〈ニ〉而も左様之儀申もの有之、及承候ハ、其證拠を立、早々可申来候、虚実可承届候事、

七月九日

〈上京〉町代

右一覽候而、立本寺〈ヘ〉遣之也、

十三日〈乙卯〉晴天

一、覚円坊、佛頂院〈エ〉参、東山之絵図持参仕掛御目、其上〈ニ〉テ来年御本尊江戸〈エ〉御下向之儀者、段々願之趣被申上候処、佛頂院御申〈ニ〉て

昨日一乗寺〈ヘ〉参、それより山科〈ヘ〉御用候而罷随□、東山〈ヘ〉も立寄、新地〈ヲ〉見申、殊之外能所

〈ニ〉而珍重〈ニ〉存候、則新地之様子 御門主様〈ヘ〉も御物語申上候、江戸〈ヘ〉之儀、京都^{〔公通〕}開帳

罷下候儀、御停止之御事〈ニ〉而、当春茂遣迎院御願〈ニ〉下向候事〈ニ〉候へ共、相調不申候、

御公儀之儀〈二〉候へハ、真如堂之事〈二〉而御門主様

ハか程〈二〉思召候而も、首尾可仕候哉、其段ハ兎角

難申候へ共、此度之事〈二〉候間、随分御門主様〈へ〉ハ

可然様〈二〉可申上候間、あらまし口上書候而自分

迄御こし候様〈二〉と殊之外念比〈二〉御申候也、

一、良寿院殿為水向料青銅五十疋廬山寺〈へ〉

被遣之也、

一、山科郷之庄屋柳田吉左衛門（寛政）覚円坊〈へ〉手紙、

寄進人足出し候儀、小堀藤三郎様〈へ〉窺

申候処、別条無之候間、十九日廿日比〈二〉何茂可参候

間、左様〈二〉御心得可被下候由申来也、

一、寅之刻時分、丸山出火、青御門主様〈へ〉為御見

舞服部新（兵衛）衛・同新平〈ヲ〉被上也、

十四日〈丙辰〉晴天

一、聖霊祭執行、

一、佛頂院〈エ〉口上書、覚円坊持参、如左、

口上

一、万治四年〈辛丑〉正月十五日本堂類火、

一、寛文三〈癸卯〉年三代前之住持上乘院

尊忍江戸〈エ〉罷下〈り〉寺社御奉行所〈へ〉罷

出、御建立帳〈二〉付置申候、

一、延宝三年〈乙卯〉十一月廿五日仮堂類火、

一、元禄三〈庚午〉年本堂建立仕、尤前々御

建立所〈二〉而御座候間、江戸詰仕、御建立之

願申上度奉存候へ共、両度之類火故、御訴

訟〈二〉相詰候余力無御座候間、奉加〈二〉而本堂

建立仕度由、解脫院様（天保八道親王）〈江〉願申上候へ者、

被遊御許容候故、京都致奉加建立仕候、

一、元禄五年〈壬申〉十二月朔日本堂類火、其

上替地被 仰付、元真如堂旧跡之芝

原〈へ〉引移〈シ〉申候、就夫京都不残亦奉加仕候

処〈二〉地形仮堂仮屋引移〈シ〉候程、漸

奉加御座候、此分〈二〉而者本堂建立難成候

間、御訴訟仕、来年者江戸〈二〉而本尊

開帳可仕〈と〉奉存候所〈二〉從京都開帳〈二〉罷

下〈り〉候儀御停止之程致承知候、京都〈二〉而者

相続両度迄奉加仕候へ者、建立之助成存

知絶申候、此度本尊御下向相叶不申候へ者、

永代仮堂〈二〉而朽果申候間、本尊御下向

被成候御訴訟之外者、建立之存知寄無御

座候、度々類火并替地大變之儀〈二〉御座候

間、此段被仰上 御門主様、以御了簡本尊

御下向之儀、御公儀〈へ〉御願被仰入御許

容之様〈二〉御取成奉願候、已上、

七月十四日

真如堂

上乘院

佛頂院法印

一、青御門主様（前政）夜前御見舞之為御礼、御使

者〈二〉沢野頼母（前政）入来、御院家御逢、御請被仰上也、

十五日〈丁巳〉晴天

一、聖霊祭〈リ〉、

一、於本堂施餓鬼執行、導師無量院、

一、甲良道守金子百疋持参、

一、久米七郎左衛門金子百疋持参、

一、白銀壺包奥野山庄右衛門持参、

一、御院家、輪御門主様〈へ〉今日之御礼〈ニ〉御参、

佛頂院〈ニ〉も御こし被成也、

一、寺中御出入衆御礼〈ニ〉入来、

一、羊羹二棹岡本右近上〈ル〉、

一、素麵十把京極寺〈へ〉遣ス、日取願之御礼也、

十六日〈戊午〉晴天

一、本院御所様裏之御殿〈エ〉御幸、

一、那波甚太郎・大場四郎三郎・甲良大三郎白銀壺包

ツ、持参、

一、聖霊送〈リ〉、

十七日〈己未〉晴天

十八日〈庚申〉晴天

一、御霊御出御神事神輿拜〈ニ〉御院家無庵方〈へ〉

御こし被成也、

一、円山道全白銀壺包持参、一、佛願寺入来、

一、明十九日当寺之ツリ鐘東山〈へ〉引申〈ニ〉付、寄進

方為念車屋七左衛門〈エ〉条々御断〈ニ〉今朝罷出候由也、

一、多賀主計殿御出、

一、御院家庚申〈へ〉御社参、

十九日〈辛酉〉晴天

一、ツリ鐘寄進〈ニテ〉東山〈へ〉今日引申也、荒神口

車屋中・塔之段年方中間寄進之

きもいり〈ニ〉而、夥敷寄進有之、早速東山〈へ〉

引付申也、鐘地車〈ニ〉ノセ、弥陀之名号〈ヲ〉立、

山王守護ノタメ榊・愛宕ノ花ヲ立申也、

一、山科郷々五百人之余東山地形〈ニ〉寄進有之二付、

庄屋年寄中〈へ〉提重・御酒〈ヲ〉送〈リ〉申也、則

覚円坊東山〈へ〉罷越也、

一、興聖寺入来、

廿日〈壬戌〉晴天

一、覚円坊、東岸寺〈へ〉罷下、内々説法之儀願出

被申也、成程相勤可申由也、

廿一日〈癸亥〉

一、覚円坊、洞空上人〈へ〉見舞、説法之願出被

申候也、成程相勤可申由也、引飯三袋持参、

一、西池主膳^{〔依季〕}入来、龍花院宮御廟、天松院様〈と〉

近所〈ニ〉石塔御立被成度思召之由被申来〈ニ〉付、成

程御尤〈ニ〉奉存候、御勝手〈ニ〉御改葬被遊候様〈ニと〉覚円

坊被申上也、一、服部新平母礼〈ニ〉入来、重之内持参、

廿二日〈甲子〉晴天

一、尊勝院殿〔公寛〕の書状、日外御近所火事之時分、御

見舞〔二〕被遣候御礼也、一、聖護院宮峯入〔道尊入道親王〕〔二〕付、前〔ヲ〕御通〔リ〕被成候間、門前掃除被仰付候様〔二〕と町方中来〔ル〕也、

廿三日〔乙丑〕晴天

一、御本尊御開帳、施主講中、開帳役御院家御勤、講衆正貞死去為追善也、

一、笹屋宗真〔二〕改葬為供養、御経読誦頼上候由〔二テ〕白銀壺包持参、

一、本院御所様〔桃燈〕てうちん二ツ・らうそく十二丁被進之、いつも灯籠被進候へ共、当年御灯籠上り不申候故、てうちん被進候由也、

廿四日〔丙寅〕曇天少雨

一、明日聖護院宮峯入〔二〕付、築地之外〔二〕棧敷〔ヲ〕掛、寺中〔へも〕棧敷場相渡申也、

一、中山中納言様〔篤親〕御使者、縁起之下卷写書

〔通躬〕中院殿〔二〕出来候間、参候由〔二〕而、御越被成、後刻為御礼御使者、明日中院殿〔へ〕御礼〔二〕参度候間、御同座被成可被下哉〔と〕被仰遣候處、只々御

取込之儀、中院殿〔二〕も御存知之儀候間、御出〔二〕およひ不申候間、御使〔二〕而御礼被仰遣可然由、被仰越也、

一、愛宕山〔へ〕服部新平御代参、

一、地藏法樂、一山勤行〔二〕本堂〔へ〕出仕、

廿五日〔丁卯〕曇天、風はけし

一、聖護院宮峯入、御院家見物〔二〕御出、中山様見物〔二〕御出、棧敷〔へ〕御酒出〔ス〕、

廿六日〔戊辰〕晴天

一、中院中納言殿〔へ〕為御礼御使僧金子二百疋・素麵壺箱被遣之、使僧覚円坊、中山様より御人被添也、

廿七日〔巳巳〕晴天

廿八日〔庚午〕曇天

一、西池主膳〔二〕書状、明日覚恕准三宮・龍花院宮両御廟所、此方御山〔へ〕改葬仕候間、左様〔二〕御心得被下候様〔二〕と之御断也、

廿九日〔辛未〕晴天

一、覚恕准三宮・龍花院宮御廟、今日一乗寺〔エ〕改葬〔二〕百々内記入来、

一、一山月並之御出〔二〕入来、遷座之衆会有之、来廿二日〔二〕相定〔リ〕申也、

一、進藤采女〔為之〕覚円坊迄手紙、内々被仰上候、遷座之表白逸時分入用候哉〔と〕相尋候様〔二と〕御門主御念候由申来〔二〕付、遷座之儀寺中衆会仕候而相定〔リ〕申候者、近日一書可申上由返事被

申上也、昨日付進上之、今日如此也、

八月

朔日〔壬申〕晴天

一、鎮守東山〔エ〕御遷宮、神酒・洗米等備進、御宮仮殿也、

一、御院家本堂〔ヘ〕御参詣、

一、御院家 輪御門主様〔エ〕御礼〔ニ〕参、ぶとう一籠献上、御門主様御対顔、佛頂院・住心院・護法院〔ヘも〕御礼〔ニ〕御こし、覚円坊御供、

一、七条〆重之内到来、一、寺中衆御出入御礼〔ニ〕入来、さし物や勘兵衛菓子二袋持参、ひしやく二本杓物や

七右衛門持参、重之内いつミや吉右衛門上〔ル〕、
一、大谷兵部卿^{〔奉朝〕}〆覚円坊〔ヘ〕手紙、御用之儀

御座候間、今明日之内御参候様〔ニと〕申参〔ニ〕付、則後刻参上候処、法則之儀御相談之御事也、

其外遷座之儀行列等之儀共委細被申

上、拟院家路次四方輿〔ニ〕御乗候事も御窺被

申上候処、成程くるしからす候間、御乗候様〔ニと〕

被仰出也、

二日〔癸酉〕晴天

一、松雨軒様有気〔ニ〕御入〔ニ〕付、為御祝儀御院家七条〔ヘ〕御こし、金子二百疋御持参、

一、洞空上人〆御使僧、精籠壺組到来、蓮盛人

来、一、遷座之法則等若有立候者指上候様〔ニ〕と

昨日 青門様被仰出候故、相尋候へ共、無之候故、其

^{〔島居小路経房〕}段大藏卿・兵部卿迄覚円坊〆可被申被申上也、

一、中山中納言様〔ヘ〕精籠壺組進上、

三日〔甲戌〕大夕立、雷鳴〔ル〕

一、御院家七条〆御帰寺、

四日〔乙亥〕晴天

一、松前伊豆守^{〔嘉広〕}殿〔ヘ〕本尊御遷座路次警固之願〔ニ〕覚円坊被出〔ル〕、口上書如左、

一、来〔ル〕廿二日巳之刻、本尊東山真如堂〔エ〕

遷座仕度候、就夫唯今之真如堂〆

彼地迄行列〔ニ〕而遷座申度奉存候、

於御許容者路次為警固雑色二頭

被仰付候様〔ニ〕奉願候、為御窺如斯〔ニ〕御座候、已上、

真如堂役者

西八月四日 覚円坊 印判

御奉行様

右之口上書持参候処、伊豆守殿直〔ニ〕御逢候而

様子御聞委細聞届〔ケ〕候、乍然路次雑色

警固之儀例有之候哉〔と〕御尋候故、先年

本堂建立之節、遷座〔ニ〕御願申上、雑色

参着之時候、其上例年十夜〔ニ〕雑色

参着被申候由被申上候処、それハ寺内〔ニ〕而

之事二候、路次之警固〔ニ〕而可有之候哉、

先々吟味候而可申付由也、取次大塚藤兵衛・

石崎毳右衛門披露也、

一、洞空和尚〈へ〉一昨日之為御礼書狀被遣之也、

(絵)

五日〈丙子〉晴天

一、青御門主様〈へ〉覚円坊参上、遷座行列等持参

候テ坊官中迄入一覽候而、四方輿其外一通御

道具共拝借申度由、被申入相心得申由也、

一、本尊仏輿東山〈へ〉遣〈し〉なをし見申也、

一、中山中納言様〔無定〕清閑寺中納言殿〈へ〉縁起上卷

御写被成候由〈二〉而、為持被下也、

一、願王院僧正〈へ〉覚円坊参上、遷座行列持参〈二〉而

掛御目被申也、

六日〈丁丑〉晴天

一、松前伊豆守殿〈へ〉覚円坊参上、雑色願之儀

申入候処、いまた御沙汰無之候間、九日〈二〉御出候様〈二〉と

役人衆被申渡、左様〈二〉御座候へ八行列之儀者相違

在御座間敷候哉、用意〈も〉仕度由申入候処、行列之

儀、別条も有間敷由被申也、扱覚円坊寺之

絵図持参、如左、

普請願絵図

覚円坊

梁行式間 東 沓間二 廂北南 沓間半 廂
桁行四間 五間 四方 廂

台所 梁行三間 同所土間 二間 廂
桁行三間半 三間半 廂

此絵図之通普請仕度奉願候、尤作事之儀

中井主水方〔正知〕〈へ〉申達、御制法〈二〉少茂相違無御

座候様、普請可仕候、為御断如此〈二〉御座候、已上

酉ノ

八月六日

真如堂役者

覚円坊 印判

御奉行様

一、御院家、覚円坊被召連、佛現院〈へ〉御見舞、近

日住吉〈へ〉被参候〈二〉付、為錢別金三百疋御持参、

先日被申上候東山〈へ〉遷座之儀、御門主様〈へ〉申上候、

成程尤〈二〉思召候由御物語也、

一、無量光院様祠堂開帳、施餓鬼執行、榮正院殿〔無定〕為名代小川宇兵衛参詣、其外女中衆参詣、

七日〈戊寅〉晴天

一、勸修寺大納言殿〔無定〕〈へ〉覚円坊参上、来廿二日

本尊東山〈へ〉遷座仕候、就夫樂人中語〈二〉

音楽仕度旨願〈二〉罷出候由被申上候処、大納言殿

御留守故、委細三宅図書之助〈へ〉申入、罷帰也、

一、正親町様〈へ〉立寄、遷座樂人等願之儀被

申上、御相談被申上也、

一、中山中納言様〈へ〉覚円坊参上、御人被添候而

清閑寺中納言殿〈へ〉縁起之写被□御□也、

為御礼、金子二百疋・葛切五箱被遣之也、

一、御本尊遷座之儀、惣門〈へ〉札〈ヲ〉出〈ス〉、如左、

一、八月十八日ヨリ廿日迄開帳

一、同廿二日巳之上刻、本尊東山〈エ〉遷座

一、同廿二日ヨリ廿九日迄開帳

已上

一、海北友竹入来、

八日〈己卯〉^曇晴天

九日〈庚辰〉晴天

一、松前伊豆守殿〈へ〉覺円坊参上候処、十三日

御出候様〈ニと〉被申渡、普請絵図願之儀者、

相済申也、

一、勸修寺大納言殿〈へ〉覺円坊参上候処、遷座

樂人之儀被得其意候、乍然此度之遷座

之儀、飯堂之儀〈ニ〉候間、表向御願無之候共、

如先年内證語〈ヒ〉可然候、重而本堂建立

候而遷座供養共〈ニ〉御勤候者、其節表向

急度御取持可被成由被仰〈ニ〉付、其通〈ニ〉相定メ候間、

正親町様〈へ〉参、四辻^{公留}宰相殿〈へ〉被仰入被下候様〈ニ〉と

被申上候処、成ほと御心得被成候、近日御越被成而

可被仰入由也、

一、進藤采女^ハ為仰覺円坊〈へ〉手紙、法則之儀

二三日中〈に〉御認可被成候、且又六種回向先々御

稽古被成候様〈ニと〉御意之由申来〈ニ〉付、奉得其

意候由御返答被申上也、

一、山本^{兼友}因幡・西池主膳〈へ〉布衣・白丁・素襖・十

徳拜借仕度由申遣〈ス〉、

十日〈辛巳〉晴天

一、正親町中納言様^ハ四辻宰相殿〈へ〉樂人之

儀被申入候処、得其意候由四辻殿御申〈ニ〉候間、勝

手次第礼〈ニ〉御遣シ候様〈ニと〉被仰下之、

一、四辻宰相殿〈へ〉樂人之礼〈ニ〉覺円坊被遣之也、

一、安倍^{季高}信濃・辻肥後^{近詮}・辻志摩^{高秀}〈へ〉樂之儀〈ニ〉付

覺円坊被参也、

十一日〈壬午〉晴天

一、山本因幡・西池主膳^ハ布衣・素襖・白丁等之

儀、御用〈ニ〉立可申由申来也、

一、原友^{一永}之助^ハ来^ル十八日 本院様御幸被成候、

就夫東之方壁取放候ハ、墓取乱候を

御目通〈ニ〉見〈へ〉候事如何敷候半と申候、御幸過迄

御待合候而可然由下拙^ハ御内意申入候様〈ニと〉被

申付候由申来候也、

一、青御門跡様有氣之為御祝儀金子一百

疋献上、覺円坊使僧〈ニ〉参上、扨坊官

中〈へ〉遷座行列之相談候而御道具等拜

借申度由被申入候処、相心得申候由也、

一、正親町様・中山様其外堂上方〈へ〉布衣・白丁

十徳等之儀拝借申度由願上（ル）也、

十二日（癸未）晴天

一、中山様分布衣・白丁・十徳御用（ニ）立可被成由被仰下也、
一、辻志摩入来、遷座楽之儀中間中へも申入候処、成程奉得其意候由也、

十三日（甲申）晴天

一、覚円坊、松前伊豆守殿（ヘ）参上候処、直（ニ）御逢、遷座行列等之儀御尋、委細申上候処、雑色願之通被仰付也、扨門前芝原（ニ）辻狂言居申度御願申上候段、被申上候処、成程指置可被申候、其外何にても指置可被申候、辻狂言之分ハ重而断被申（ニ）およひ不申候由被仰渡也、

一、小出淡路守殿（ヘ）も遷座（ニ）雑色被仰付候由御付届（ケニ）参上候也、

一、荻野七郎左衛門（ヘ）覚円坊分手紙、遷座路次警固之儀、被仰出候由申遣（ス）也、

一、青御門主様分覚円坊召（ニ）参、則参上、遷座之法則御草案出来候由（ニ而）御渡被成也、

一、本院御所様分遷座之為御祝儀白銀壹枚拝領、戸川分覚円坊迄書状参（ル）也、
一、長井求馬入来、

十四日（乙酉）晴天

一、四十八人講中分遷座之為祝儀白銀三枚到来、

一、竹御門主様（エ）御中陰為御見舞素麵廿把献上、使僧智乘坊、布衣・素襖・白丁・十徳等拝借候而罷帰也、

十五日（丙戌）晴天

一、御本尊御開帳、施主桔梗屋伊兵衛、御礼（ニ）入来、金子百疋持参、
一、青御門主様より御使僧、外郎餅十竿拝領、御院家御使僧御逢、御請被仰上也、
一、久米七郎左衛門（ヘ）外郎餅被遣之也

十六日（丁亥）晴天

一、青御門主様（エ）遷座行列之御道具等拝借（ニ）覚円坊参上、

一、荻野七郎左衛門（ヘ）遷座警固之相談（ニ）覚円坊被参也、

一、相国寺順首座様、当霜月（ニ）ヒン弘御勤（ニ）付、御祝儀として白銀二枚被遣之、使僧三明坊、
一、東岸寺（ヘ）四十八夜之内説法頼ぬ候由、覚円坊分書状遣ス、

十七日（戊子）曇天

一、正親町中納言様、昨日武家之伝奏（ニ）被

仰付候ニ付、為御祝、覚円坊被遣也、

一、御開帳、施主亀屋宗貞、

一、一山遷座之衆会、

一、遷座祝儀到来、別帳記之、
(以下白紙)

十八日〈己丑〉雨天、午之刻天晴

一、御霊御神事、神輿拜〈ニ〉本院御所様

裏之御殿〈へ〉御幸、

一、御本尊御開帳、酉之刻御閉帳、御院家

開役御勤、

十九日〈庚寅〉雨天

一、御本尊御開帳、酉之刻御閉帳、御院家

開役御勤、

一、御院家、輪御門主様〈へ〉御参、来〈ル〉廿二日東山〈エ〉

遷座仕候由御注進、為御暇乞也、

一、御院家、正親町中納言様〈エ〉伝奏被仰付候

為御祝儀金二百疋御持参、

一、東儀阿波守・安倍信濃守・辻志摩守

入来、東山〈へ〉覚円坊同道〈ニテ〉被参也、

一、吉田左兵衛督殿〔兼遣〕覚円坊迄御使者、内々

被仰聞候山道之儀、公儀〈へ〉も申入、其ま、指置候

間、左様〈ニ〉御心得可被成候、弥不浄之者通〈り〉

不申候様〈ニ〉相存候、右之段四ヶ寺〈へ〉も其元〔兼遣〕合

御申達候様〈ニ〉との御事也、

一、方々〈へ〉遷座行列〈ニ〉入用之諸道具借〈リニ〉

遣ス、青銅遷座用意帳〈ニ〉有之也、

【冬日並記 翻刻】

(中表紙)

「元禄六〈癸酉〉曆

冬 日並之記 鈴聲山」

(内表紙)

「元禄六〈癸酉〉

冬 日並之記 鈴聲山」

(見返し裏)

「甲乙丙丁戊己庚辛壬癸」

元禄六癸酉十月小

朔日〈辛未〉雨天

一、已^{〔賢證〕}心院御忌月、御弟子衆御齋〈二〉入来、

一、今日雨天故、説法休息、

一、御院家本堂并已心院御廟〈へ〉御参詣、

一、御院家〈エ〉金子十郎左衛門御料理上〈ル〉、御家

来中御詰〈二〉参〈ル〉也

二日〈壬申〉晴天

一、日中説法、一、今日御掛物中山こし、

一、久留嶋出雲守殿^{〔通定〕}〈へ〉入来、御院家御出、御

逢被成也、一、十夜之蠟燭料如例年

利貞公来〈ル〉、一、内藤正の羊羹三棹持参、

三日〈癸酉〉雨天、

一、日中説法

四日〈甲戌〉曇天

一、山門大会、御卷日靈山院^{〔元超〕}新題者御勤、

為御祝儀、御樽昆布沓折被遣之、

使僧智乗坊、一、涼泉院豎者御勤、為

御見舞、御樽〈壺〉被遣之也、

一、日中説法、

五日〈乙亥〉晴天

一、日中説法、一、申之下刻、十日十夜之開白

御院家・一山本堂御出仕、阿弥陀経読誦、

念仏十念、無量院・御院家御衣鉢素絹

五条指貫、法事過如例年、於方丈雜煮

出之也、一、正親町様^{〔公通〕}、七条〈エ〉近日御振舞之御

案内被仰入候処、八日〈二〉御出可被成由也、

六日〈丙子〉晴天

一、日中説法、御本尊御開帳、開役御院家、

御勤、施主講中、例年十夜之内朝夕

兩度説法有之候へ共、当年公衆僧相談

之上〈ニテ〉日中一座〈二〉相定〈メ〉申也、

一、勸修寺大納言殿御出、安倍信濃^{〔経慶〕}・三宅図書御供、

七日〈丁丑〉晴天

一、輪御門跡様〔公辨入道親王〕へへ覚円坊〔賢盛〕参上、願王院・佛頂院〔義天〕

両院家衆へへ、来年御本尊江戸へへ御下向之

願之儀、当所諸司・両奉行所へへも從

御門主様御頼被置被下候様へ二と願申上候処、

被得其意候由、何茂御返答之由也、

一、日中説法、増地久左衛門、祀堂別時回

向之御礼へ二入来、白銀一包持参、

一、輪御門主様坊官中へ為仰口上書到来、

如左、

来ル十日之晩、於廬山寺御料理

可被下之旨被 仰出候間、御出可有候、已上、

十月七日 今小路式部卿

吉川大藏卿

大西宮内卿

〔尊通〕
上乘院

来ル十日之晩、於廬山寺御料理

可被下之旨、難有奉存候、可参上仕候、

右之趣、宜預御披露候、已上、

月日 上乘院

大西宮内卿殿

吉川大藏卿殿

今小路式部卿殿

八日へ戊寅へ晴天

一、日中説法、 一、御院家 輪門主様へエへ

十日御料理被下候為御礼御参、

一、正親町中納言様御使者、松茸沓籠・吉野

葛十袋到来、西池左近入来、

一、正親町中納言様・同奥方・松雨軒様・同〔浅井宣政〕

奥方・多賀主計殿御出、知貞・中村

七右衛門御相伴へ二入来、御馳走、入夜へ二御帰、

一、粽沓折おつ井さまる、外郎餅五竿

主計殿御持参、恵心へ二八へ病氣之由へ二テ断

有之也、 一、松茸沓折涼泉院へ到来、

九日へ己卯へ雨天

一、日中説法、 一、松茸沓折中井主水正〔正知〕へエへ、

同沓籠佛頂院へエへ被遣之、使僧智乗坊、

一、松茸沓折甘本ツ、鈴木五郎兵衛・松田

五左衛門・神沢与兵衛・本多甚五右衛門へへ

被遣之、覚円坊へ書状出へス、松田五左衛門・

神沢与兵衛断へ二而へ不納候也、

一、本門院僧正御出、 一、青御門主様へ外郎〔尊證入道親王〕

餅十竿拝領、御使僧林光房、御院家

御逢御請被仰上也、

一、法然院忍澄和尚へへ粽沓折被遣之、

使僧へ二覚円坊被参也、

十日へ庚辰へ曇天

一、松茸沓折甘本ツ、松井善右衛門・飯室十右衛門へへ

被遣之、覚円坊へ書状遣へス也、

一、日中説法、講中へ本尊御開帳、開役

祥源院、^(坊)

一、御院家 輪門主様〈エ〉御振舞〈ニ〉御参、

覚円坊御供〈ニ〉参上仕、佛頂院・御門主様御

前之儀、殊之外首尾好御下向被成者、寺社奉

行衆其外柳沢出羽守殿^(保明・吉保)などへ御相談

被遊、来春 本尊御下向候様〈ニ〉御取持可被

遊由御内意之趣、段々被仰聞候、扨当所

之諸司代・松前伊豆守殿^(嘉広)へも真如堂之

儀御門主様〈ニ〉も御大切〈ニ〉思召候由申入置候間、

左様〈ニ〉相心得候へとの御事也、扨坊官御近習

□何茂御念比〈ニ〉被申由也、

一、鈴木五郎兵衛・松田五左衛門御用之儀御座而^(候脱力)

罷出候間、乍次而□□〈ト〉申上候由〈ニ〉て入来、

一、忍澄和尚御使僧、外郎餅十竿到来、

使僧〈ニ〉信桂入来、後刻御礼〈ニ〉三明指遣也、

一、御料理被下候為御礼、輪御門主様〈エ〉後刻

御参、

十一日〈辛巳〉晴天

一、日中説法、四十八夜別時回向御本尊

御開帳、開役院家御勤、施主菓子持参候而

御礼〈ニ〉入来、

一、中井主水正入来、 一、涼泉院〈エ〉外郎餅五竿

被遣之也、 一、小林久右衛門入来、白銀奉加〈ニ〉付申候

由〈ニ而〉持参、 一、覚円坊雑色之願〈ニ〉松前伊豆守

殿へ罷出へル、口上書如左、

口上

如例年、十日十夜之法事執行仕候、

就其、十五日之朝分十六日之昼迄、恒例

之通雑色衆被仰付候様〈ニ〉奉願候、已上、

真如堂役者

十月十一日 覚円坊 印判

御奉行様

右之口上書持参候処、即得其意候、可申付由之

御返答也、扨當時北之道筋広〈ク〉仕度由

願絵図持参候処、伊豆守殿御覧候而、先達而

可申付候由〈ニて〉絵図御返〈シ〉被成也、

一、輪御門主様御家来衆へ御餞別被遣、如左、

一、金子五百疋 佛頂院 一、同 三百疋 住心院^(公淵)

一、同 三百疋 護法院^(公然) 一、足袋十疋 大西宮内卿

一、足袋十疋 吉川大藏卿 一、同 十疋 今小路式部卿

一、同 十疋 矢田部周防 一、同 十疋 矢田部長門守

一、同 十疋 近藤大和守 一、同 十疋 小林弾正

一、同 十疋 金藏院 一、同 十疋 小河茂七郎

一、金百疋 松泉房 一、足袋十疋 河村元東

一、堂上寄合書十牀和哥一遍 神保主膳正殿^(元茂)

右之通為御餞別被遣之、覚円坊御

使僧〈ニ〉被参也、

一、白銀壹枚・外郎餅十竿、見瑞長老へ説法御

勤候御礼〈と〉して被遣之候処、外郎餅者申請候、

銀子之儀是非御断申上候由〈ニて〉返弁被申也、

一、神保主膳殿分先刻之為御礼使者来へル也、

十二日〈壬午〉晴天

一、輪御門主様〈エ〉御院家御参、為御錢別南鐐御幾世流十本入献上、塩瀬ふくさ

式ッ覚円坊献上、首尾好御目見〈江〉、

一、佛頂院〈エ〉御門主様御下向已後來月〈エ〉入候者来春本尊江戸御下向之御願〈ニ〉覚円坊

指下〈シ〉可申由被仰入候処、勝手次第表向之

御願〈ニ〉覚円坊下向候様〈ニと〉被申渡也、

一、神保主膳殿・河村元東、佛頂院・両院家

衆〈へ〉為御暇乞御こし、一、涼泉院〈へ〉御見舞、

一、中井主水正〈へ〉昨日被見舞候礼〈ニ〉覚円坊

被遣也、

一、日中説法、

一、城織部、小林弾正・矢田部周防兩人〈ヲ〉覚円坊〈へ〉

引合〈セ〉、久門様仰〈ニ〉者真如堂上乘院儀、

久門様〈ニ〉者御由緒有之候間、此度願之儀〈ニ〉

覚円坊江戸〈へ〉罷下候者、諸事此兩人〈へ〉申談候

様〈ニと〉仰〈ニ〉候間、兩人御取持候様〈ニと〉段々念比〈ニ〉

久門様仰之説被申由也、

十三日〈癸未〉晴天

一、日中説法、

一、惣寺中々輪御門主様〈へ〉為御錢別^{杓か}勺子三ッ

献上、佛頂院〈へ〉勺子^{杓か}二ッ進上、惣代〈ニ〉杓運坊参上也、

一、御本尊御開帳之儀、例年十五日之朝々御開帳

候へ共、衆談之上〈ニテ〉十四日之朝々御開帳〈ニ〉相定メ申也、

十四日〈甲申〉晴天

一、寅之刻、御本尊御開帳、開役御院家御

執行、十念東岸寺盤山長老、

一、日中説法、一、涼泉院・山西正軒入来、

一、覺王院^{最純}〈エ〉書状被遣、来年御本尊江戸〈へ〉御

下向之儀、御門主様〈へ〉願上申候間、佛頂院

御相談〈ニテ〉首尾仕候様〈ニ〉御取持頼入候、来月〈へ〉

入申候者表向之御願〈ニ〉覚円坊指下〈シ〉可申由

被仰遣也、此書状護法院殿〈へ〉頼遣也、

一、出入衆仏餉共百姓共今日々相詰申也、

十五日〈乙酉〉晴天

一、御茶口切、御本尊〈エ〉備進、

一、御公儀々為警固荻野七郎^{春家}左衛門・黒川太右衛門・

稲田孫右衛門・湯浅国右衛門参着、宿房

覚円坊、馳走於方丈有之、常照房相伴〈ニ〉

入来、

一、黒谷和尚参詣、香資進献、一、忍澄和尚参詣、

御菓子進献也、一、東岸寺香資青銅百足

進献也、

一、日中説法、一、御院家、覚円坊被召連候而、

輪御門主様〈へ〉御暇乞〈ニ〉御参、明日大津迄御

送〈リ〉申上度奉存候へ共、十夜者回向〈ニ〉候而、御

赦免被遊候様〈二と〉御断被仰上、佛頂院・住心院・
護法院〈へ〉も暇乞〈二〉御こし、

十六日〈丙戌〉晴天

一、辰之刻、御院家雑色衆警固〈二〉テ本堂〈エ〉御
出仕、十日十夜之惣回向、説法十念盤山和尚、
御本尊御開帳也、

一、雑色衆〈へ〉御院家御逢御一礼、於宿房馳走如
例年有之候而、何茂帰宅被致也、諸事首尾
能回向相済也、

一、輪門主様、今日御立大津迄、御使僧外郎
餅十竿献上、使僧智乗坊、佛頂院・

住心院・護法院〈へ〉煮大豆壺曲ツ、進上、
一、東岸寺、今日御帰〈リ〉、

十七日〈丁亥〉晴天

一、松前伊豆守殿〈へ〉雑色被仰付為御礼、
御所柿老籠、覚円坊持参、

一、今日銭ツナキ、
一、東岸寺〈エ〉説法被勤候為御礼、羽二重一足・
綿老把被遣之、使僧俊算、

十八日〈戊子〉晴天

十九日〈己丑〉晴天

廿日〈庚寅〉晴天

一、愛宕山〈へ〉御代参、百味被上也、
一、一山衆会、明日公儀〈二〉之口上書之相談也、

廿一日〈辛卯〉晴天

一、覚円坊、松前伊豆守殿〈へ〉御訴訟〈二〉被出、口上
書如左、

口上

一、真如堂建立之儀、京都〈二〉而度々
奉加仕候〈二〉付、御当地之奉加〈二〉而者、建
立難仕候間、一兩年之内〈二〉於関東本尊
開帳并奉加仕度旨、罷下〈り〉御奉行所〈へ〉
御訴訟申上度奉存候、右為御断罷出候、
被為遊御許容候様〈二〉奉願候、已上、

真如堂役者

酉ノ十月廿一日

覚円坊 印判

御奉行様

右之口上書持参候処、京都々江戸〈へ〉開帳〈二〉罷
下候儀、御法度〈二〉候へ共、御願〈二〉下向候事〈二〉候へ者
可為同心之由、御許容被成也、扱寺町之
屋敷近日指上〈ケ〉申度由申入処、廿六日〈二〉
御請取可被成由也、

一、青御門主様坊官中々之回章、尊勝院殿々
来〈ル〉、一覽候テ十乗院殿〈へ〉遣ス也、鉄炮之
帳、御願之通明日久留嶋出雲守殿〈二て〉御
返〈シ〉被成候間、請取〈二〉老入御出候様〈二との〉御事也、

右之段此家中〈へ〉も御伝達可有由也、

一、青御門主様迄如例年宗門改帳相認候而坊官中〈へ〉遣ス也、各当如左、

真如堂上乘院役者

覚円坊 印

柳原前大納言様御雜掌

堀内内蔵助殿

多田掃部殿

正親町中納言様御雜掌

西池左門殿

中村織部殿

廿二日〈壬辰〉晴天

一、久留嶋出雲守殿迄正明坊遣候処、御

院家中〈へ〉ハ此方々重而御左右申□也、

一、桔梗屋勘兵衛桜之木其外三百本之余寄進〈二〉而植申也、

廿三日〈癸巳〉晴天

一、神沢与兵衛・本多甚五右衛門其外同心・雑色、

法然院之通見分〈二〉参候〈と〉て入来、覚円坊

出向被申、帰〈リニ〉覚円坊寺〈二而〉休息「」也、

一、恵心院僧正御出、一、靈山院殿々大会之時分

御見舞〈二〉被遣為御礼、山のいも耆籠到来、

一、妙法院御門主様、当十八日〈二〉座主 宣下、依之

為御祝儀昆布耆籠献上、使僧正明房、

廿四日〈甲午〉雨降

一、今日普請方之算用有之、

一、東岸寺病氣為見舞、山のいも一籠被遣之也、

廿五日〈乙未〉晴天

一、靈空〈エ〉当時縁起板行〈二〉付、跋頼〈二〉被遣

御菓子耆折覚円坊持参、

一、鈴木五郎兵衛・松田五左衛門々手紙到来、如左、

口上覚

寺町真如堂元屋敷、弥明廿六日之

朝五ツ時分、出宅請取〈二〉参候間、左様〈二〉

御心得御出会可有之候、已上、

十月廿五日 松田五左衛門

鈴木五郎兵衛

真如堂

覚円御房

得□意者□存候由、御返答被申也、

廿六日〈丙申〉晴天

一、覚円坊寺町之屋敷御公儀御衆〈へ〉

渡〈シニ〉出京、諸司代小笠原佐渡守殿家□

耆人、当奉行所目付鈴木五郎兵衛・松田

五左衛門〈へ〉首尾能引渡被申也、

廿七日〈丁酉〉晴天

一、大番頭三枝能登守殿参詣、御院家御逢、御本尊御開帳、

一、開山塔之供養、一山出仕法花説誦、法事

至作時有之、扨初後夜之勤行本堂〈エ〉

出仕之定〈メ〉有之□□同心〈ニ而〉相勤可申由也、

廿八日〈戊戌〉晴天

一、靈空（宇輝）縁起之跋出来〈ニ而〉来、請書常照坊

被致、板行〈ニ〉遣ス也、

一、覚円坊近日江戸〈へ〉罷下候御用等御座候者、被

仰付候様〈ニと〉申上、又者願之儀首尾仕候様〈ニ〉

輪門様〈へ〉被仰進候様頼上候由〈ニて〉竹門様（良庵入道親王）、是喜院

様、栄松院殿、其外生嶋玄蕃（永盛）・吉田主馬・

□瀬内蔵亮などへ御参也、且又正親町様・中山様

などへも御暇乞〈ニ〉参上、浅井三郎兵衛〈ニ而〉六角

越前守殿御内山田助之進〈へ〉書状事頼被申也、

一、施薬院（宗黄）〈ニ而〉森山殿〈へ〉書状之事、七条少納言殿

〈ニ而〉右衛門佐殿〈へ〉書状之事、木下清兵衛留守（信真）

居衆などへも被参、何茂今度願〈ニ〉罷下〈り〉候間事

取持頼存候由□状申請度由也、何茂不残被得

其□□、書状御遣し被下のよし也、黒谷方丈

々江戸之両寺方〈へ〉書状頼被申候処、是又

相心得申由也、

廿九日〈己亥〉晴天

一、覚円坊、久遠寿院様（公海）〈へ〉参上、そは粉九

袋院家（公海）の献上、

一、青御門主様〈へ〉覚円坊参上、江戸〈へ〉願〈に〉罷下候様に」

段々申上候処、一段尤〈ニ〉思召候由被仰出也、

扨院家三緒之袈裟願之儀、鳥居小路

大藏卿迄内意窺被申候処、尚窺申而此方

より御返答可申上由也、

一、生嶋玄蕃頭入来、一、七条少納言殿の御使者

覚円坊今度江戸下向〈ニ〉付、右衛門佐殿〈へ〉之書状

之儀相心得申候、御願之趣委細〈に〉口上書

に被成候として成候、其説書状〈ニ〉可申遣よし

念比〈ニ〉被仰越故、則口上書候而被遣也、

（以下白紙）